

平成23年度第2回豊山町行財政運営に関する有識者懇談会会議録

- 1 開催日時 平成23年9月8日(木) 午前10時～午前11時55分
- 2 開催場所 豊山町役場3階 会議室3
- 3 出席者
 - (1) 委員 城正憲委員 明瀬政治委員 米川ひかり委員
 - (2) 事務局 鈴木幸育町長 加藤千春理事 長縄松仁総務部長 安藤光男総務課長 堀尾政美総務課長補佐
 - (3) 説明員 近藤鎮彦生活福祉部長 富田翔吾学校教育課主事

4 議題

協議事項

- ・扶助費等の評価について

5 会議資料

平成23年度有識者懇談会事業評価対象事業および一次評価結果一覧表
付属資料

6 議事内容

課長：ただ今から平成23年度第2回豊山町行財政運営に関する有識者懇談会を始めさせていただきます。

懇談会の議事録は町のホームページで公開させていただきます。

開会にあたり、座長からごあいさつをいただきます。

座長：委員の先生方には、ご多用中のところ、本年度第2回の有識者懇談会にご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

11項目の扶助費につきまして検討いただいておりますけれども、昨今の景気低迷に伴う税収の大幅な落ち込みの中、財政支出全般の見直しが急務でありますけれども、弱者救済を旨とするこうした扶助費の必要性も否定できないところであります。適正な配分が期待されているところであります。引き続き先生方の見識とご経験に基づく有意義なご意見を賜りたいと存じますので、本日もどうかよろしくお願いいたします。あいさつに代えさせていただきます。

課長：町長からあいさつを申し上げます。

町長：台風12号が長く居座りまして、いろんなところで被害がでております。温暖化

が影響しているのかなと思っております。被災地域の日も早い復興を願っております。

本日は大変ご多忙の中、第2回の有識者懇談会にご出席いただきありがとうございます。すでに第1回の会議から扶助費の見直しにつきましては、精力的にご審議賜っております。改めて感謝申し上げます。

さて、国政におきましては、新しい内閣が発足いたしました。今後、23年度第3次補正予算及び平成24年度予算編成に向けた作業が本格的に始まるものと思っております。

これらの予算における最大の課題は、震災復興と原発事故収束のための財源をどのように確保していくかということが、国の財政状況がたいへん厳しい中で問われるところがございます。そういうものが地方自治体にも影響してくるのではなかろうかと思っております。

本町はこれまで、地方交付税の不交付団体として、自立性の高い行財政運営を続けてまいりました。しかしながら、高齢化の進展による福祉関係予算の増加、これからますます増えてくる、こういう問題が出てまいります。財政的な余裕は徐々に小さくなってきております。今のうちに何らかの手を打たなければ、将来の世代に負担を残すことにもなりかねません。

こうした状況の中で、私どもは、たとえ痛みを伴うような政策であっても、長い目で見て住民福祉の増進に必要であるものならば、歯を食いしばってでもやり遂げなければならないと考えております。

今年度ご審議をいただいております扶助費につきましては、住民の暮らしを下支えするものでありまして、その見直しについては、住民に対して必要性を十分説明し、理解と納得を得ていく必要があるのではなかろうかと思っております。

委員の皆様におかれましては、それぞれの事業のあり方につきまして、忌憚のないご意見をいただきまして、ご審議賜りますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、あいさつに代えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

(町長退席)

課長：(資料確認)

座長：議事に入ります。協議事項の「扶助費等の評価について」です。本日は6つの事業の審議を11時30分ごろまでに終え、その後、前回審議した5つの事業の2次評価コメントを検討したいと考えております。最初に事業番号6番「障害者医療費」につきまして事務局から説明をお願いします。

理事：(事業番号6「障害者医療費」を事業評価シート及び付属資料に基づき説明)

座長：ただいまの説明に対し、ご意見・ご質問がありましたら。

委員：端的に言うと、愛知県の中で主流を占めている方向に、準拠していきたいと。も

う一度だけ聞くが、別紙2の豊山町の対象者範囲で通院の場合は自立支援医療受給者が46グループのほうに入るとのこと。精神疾患以外はスラッシュになると。診断者に関しては、これもスラッシュになるとのこと。もう一点が入院の場合は診断者に対しては○が精神疾患のみに移行することと、そのほか何かあったか。通院のほうでは、自立支援医療受給者が移動したが、入院の場合も移動するのか。

理事：入院も診断書だけでは助成対象にしないとして、自立支援も入院も精神疾患のみにしたい。というのは、自立支援の方というのは実際の状況を見ると、手帳を申請すれば取ることができるという状況の方がほとんどと思われるので、そういう形に変えていきたい。

委員：今までが突出してしていた。財源がなくなってきており、削減したとしてもトップクラスのままなのであれば仕方がない。

生活福祉部長：身体や知的障害について、他市町村は既に削減または制度的な見直しをかけてきたが、豊山町は対象者も少ないので見直しをしてきていない。

委員：他の市町村は先に見直しをされているのか。

生活福祉部長：特に障害者自立支援法に移行した頃から、だいぶ切り替えをしている。

委員：全体の流れからするとおっしゃるとおりかもしれないが、こういう知的障害者、身体障害者の方に対する支援は、今まで検討してきた補助金とは異質だと思う。無駄だとか経費がかかっているところはあるが、障害者に対する支援は別の考え方が本当は必要ではないかということも言えるのではないか。たとえば、障害者を抱えている家庭にとってみれば、いろんな形で負担がかかっている。医療費について精神疾患なのになぜかぜひいても治療費を負担するのかという問題もあるかもしれないが、いろんな意味で障害者を抱えている方、あるいは障害者自身が、自立をするときにわずかばかりの収入を得て、その程度が多少低い、だからこそ社会復帰ができるわけだが、そういった方の支援というのは、今医療費が自治体によってかなり援助をされているというのは、大きな支えになっていると思う。所得制限的なところはあってもいいと思うが、こういう手厚い支援というのが、今まで行われてきた豊山町の歴史までを引っ込めることもないのではないかという気もしないではない。他のものを見直していったら、どうしてもというときに最後に見直していくことにならざるを得ないことがあるかもしれないが、今まで見直しを検討してきた中では、手をつけるのはもっと後でもいいのではないかという気がしないでもない。

理事：同じような趣旨のことが議会の一般質問で予定されている。豊山町のやってきたことを、よそがやっているからといってレベルの低いところに合わせる必要があるのかと、もっと削れるところがあるのではないかというご指摘もある。ほかの見直しもやっていかないといけない。削りやすいところから削るというような風にとらえられてはいけないので、理解と納得が得られるような説明が必要になる。全部の

方のご理解を得るのは難しいが、ある程度の理解が得られる説明をしなければいけないということは思っている。

委員：確かに医者診断だけで、申請のチェックがきかない状態の中で、診断があればみていくのはどうかと思うし、経済的に所得もしっかりあるのに援助をしていくのもどうかということもあるが、貧しい部分、一般的には障害を抱えている家庭、そういったところにはある程度の支援があってもいいのではないかという気がする。それも合わせて検討いただきたい。

座長：検討いただき、二次評価に反映をしていただきたい。二次評価コメントの原案については、前回と同様に事務局で次回までに整理いただくということをお願いする。次に事業番号7の「子ども医療費」について説明をお願いします。

理事：(事業番号7「子ども医療費」を事業評価シート及び補足資料に基づき説明)

委員：所得制限を設けないのは、子育て支援とか、少子化対策のためか。

理事：豊山町の場合は、町長のマニフェストにもなっている。他の市町村で所得制限を設けているところは少数。津島市は、所得制限を設けているが、議会でなぜ所得制限を設けるのか、住民税の非課税世帯に限定すると極めて限られた方だけが対象になり拡大になっていないのではないかと指摘があったと聞いている。津島市が所得制限を設けたことには、国の保険制度で3割負担というものが決められているので尊重すべきであるという考え方や、自己負担に対して市町村が助成すると国から補助を減らされるということが影響していると思われる。所得制限を設けるというのも一つの考え方ではあるが、現状では子ども手当の議論のときと同じように、子育て支援とかいう側面からすると、所得があるなしにかかわらず支援をしていくという考え方のほうが妥当と思われる。

委員：児童手当には所得制限が設けられているが、セーフティネット重視だと、こういうところで所得制限を設けて、その財源をセーフティネットで回すのも一つの考え方と思う。子育て支援といっても所得がない方にとっては切実なので、この辺をどういう風に持っていくかだ。

理事：後から出てくる母子家庭等医療費は、純粋な経済的支援で、子ども医療費の場合は経済的支援もあるし、少子化対策的な子どもを育てやすい環境を整えることによって子育て支援をするというような側面もあるということで、所得制限は設けないという形で今回は一次評価をしている。

委員：少子化対策なら、お金の面ではなくて保育園とかの充実のほうに使ったほうがいいのではないか。

総務部長：政策的な意味合いが大きい。何をとりかという選択肢はあるが、今の流れは医療費の無償化を拡大して、それが少子化対策という傾向にある。選挙の公約によってどんどん拡大していくというような状況、財政力があるところから公約でどんど

ん拡大されて、後からないところが追っかけるというのが現状となっている。

委員：選挙対策でマニフェストでしょうが。

委員：少子化対策とか子育て支援という面では、他の政策も当然ありうるということは当然で、そういった施策を打って欲しいという希望はあるだろうが、この制度自体については、今の段階で縮小するか削減するかという方向ではないのではないか。基本的には継続という方向でまとめていただいたほうがいいのではないか。

理事：対象を中学校3年生からさらに拡大すると歯止めが利かなくなる気がする。

委員：拡大する必要はないが、現状の方向でいいのではないか。

座長：そのようにまとめていただくということで、次にいきたい。

次に事業番号8の「母子家庭等医療費」について説明をお願いします。

理事：(事業番号8「母子家庭等医療費」を事業評価シート及び補足資料に基づき説明)

委員：この件に関しては、所得制限はあってもいい。

委員：目的が経済的支援なので、所得制限はあってもいい。

委員：基本的にはそういうことだろう。

座長：所得制限を設けるということで縮小もやむなしというところだろうと思う。事務局の提案に沿った形でまとめていただきたい。

次に事業番号9の「後期高齢者福祉医療費」について説明をお願いします。

理事：(事業番号9「後期高齢者福祉医療費」を事業評価シート及び補足資料に基づき説明)

委員：継続でも他の制度が縮小するので、こちらも実質、一部縮小になるということか。

理事：他の制度が変わることによって連動して、こちらも狭まる。

座長：基本的には継続の方向でよろしいか。

各委員：よい。

座長：事務局の案に添った形でまとめてもらえばよい。

次に事業番号10の「入院時食事療養費」について説明をお願いします。

理事：(事業番号10「入院時食事療養費」を事業評価シートに基づき説明)

委員：この件に関しては問題なく廃止の方向でよいのでは。入院してしようと自宅で療養してしようと食事代は基本的にかかるわけで、入院したからというのは、もともと何でこの制度があったのか、不思議さを感じる。

委員：廃止の方向でよい。

座長：意見も一致しているようなので、その方向でまとめていただきたい。

最後の事業番号11の「要保護準要保護児童生徒就学援助費」について説明をお願いします。

理事：(事業番号11「要保護準要保護児童生徒就学援助費」を事業評価シートに基づき説明)

委員：事業評価シートの「予算及び事業の実績」の欄で年度によって金額のバラつきがある。どういった事由か。

理事：給食費を金銭でいったん払って、それを給食費として払うという形であったので、給食費分が19年度決算あるいは20年度予算まで入っている。それを現物給付にしたので、その分が予算上現れてこない。

総務部長：現物給付に変えたのは、親に渡すと。

委員：未収になったりするんだね。

委員：この件については、子育て支援の一環としてももう少し拡大してもいいような気もするが、継続でも。

座長：基本的には継続で、余裕があれば拡大の方向でもいいのではないか。そういう意見もあったので、そんな感じでまとめていただきたい。

前回審議した5つの事業について、二次評価のコメントの検討を行いたい。事務局から原案についての説明をお願いします。

理事：(二次評価の原案を説明)

委員：評価を踏まえた整理になっています。

委員：検討した結果になっている。

委員：検討に基づいてまとめていただいている。

座長：1番から5番の二次評価としては、事務局作成の案の方向でよろしいか。

各委員：よい。

座長：他に発言ありますか。

各委員：結構です。

座長：特に発言もないようなので、本日の議事はこれにて終了します。その他、事務局からは何か。

事務局：次回の会議までに、本日審議いただいた6番から11番までの事業について、1番から5番までと同じように二次評価案を作成いたします。最終的な提言書の素案とともに事前に説明をさせていただきます。

座長：委員の先生方は。

各委員：ありません。

座長：本日の会議をこれで終了いたします。ありがとうございました。